

泉南市小規模貯水槽水道衛生管理指導要領

1 趣旨

この要領は、市内に設置されている小規模貯水槽水道の適正な管理を図るため、設置者等による自己管理の徹底、適正な管理に関する指導、啓発及び水質汚染時の措置等について必要な事項を定めるものとする。

2 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「小規模貯水槽水道」とは、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とする水道施設であつて、水道法に規定する「専用水道」及び「簡易専用水道」に該当しないものをいう。ただし、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」の適用を受ける施設を除く。
- (2) 「設置者等」とは、小規模貯水槽水道を所有する者、又は維持管理の責任を有する者をいう。
- (3) 「登録検査機関」とは、水道法第34条の2第2項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた者をいう。
- (4) 「利用者」とは、小規模貯水槽水道から供給を受ける者をいう。

3 実施主体

この要領に基づく指導は、市民生活環境部環境整備課(以下「環境整備課」という。)が大阪広域水道企業団事業管理部泉南水道センター工務課(以下「泉南水道センター工務課」という)と連携を図り、関係機関の協力を得て実施するものとする。

4 管理基準

設置者等は、「大阪広域水道企業団水道事業給水条例」第46条第2項の規定に基づき、自ら適正な管理に努めなければならない。特に次の事項に留意して水の汚染を防止するものとする。なお管理状況については、登録検査機関による「簡易専用水道の管理に係る検査」を受けることが望ましい。

(1) 清潔の保持

- ア 水槽の清掃を1年以内ごとに1回、定期的に行うこと。
- イ 有害物、汚水等による水の汚染を防止するため、水槽の点検等必要な措置を講じること。

(2) 水質検査の実施

ア 定期の検査

給水栓における水の色、濁り、臭い、味並びに残留塩素の有無に関する検査を1年以内ごとに1回行うこと。

なお、日常の簡易検査として、容器等に入れた水で色、濁り、臭い、味に異常が無いが7日以内ごとに1回確認することが望ましい。

イ 臨時の検査

小規模貯水槽水道から給水される水に異常を認めるときは、水道法第4条の規定に基づく水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)の表の上欄に掲げる事項のうち必要な項目について水質検査を行うこと。

ウ 水質検査機関

臨時の検査は次の者に依頼して水質検査を行うこと。

(ア) 保健所

(イ) 地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所

(ウ) 水道法第20条第3項の規定に基づき厚生労働大臣の登録を受けた検査機関

(エ) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の規定に基づき「建築物における飲料水の水質検査を行う事業」の知事の登録を受けた者

(3) 汚染が判明した場合の措置

ア 設置者等は、その給水する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、利用者にその旨を周知するとともに、環境整備課に連絡し、指導を受けること。

イ 設置者等は、水質検査の結果、水道法に基づく水質基準を超える等汚染が判明した場合、環境整備課に連絡し、指導を受けること。

ウ 設置者等は、汚染原因の調査及び原因の除去に必要な措置を講じること。

(4) 記録の保存

設置者等は、水槽の清掃、水質検査等の管理記録を3年間保存するものとする。

5 水道事業者との連携

泉南水道センター工務課は、小規模貯水槽水道の設置者等に対し、その管理に関して改善措置の指導、助言及び勧告を行った場合、必要に応じて環境整備課に連絡等情報提供するものとする。

6 指導・啓発

環境整備課等は、設置者等に対し適正な管理について指導を行うとともに、正しい知識の普及を図るものとする。

(1) 環境整備課は泉南水道センター工務課と連携し、小規模貯水槽水道の設置場所、設置者等の住所、氏名、受水槽の有効容量等の把握に努めるとともに、これらについて記録を保存するものとする。

(2) 環境整備課は、設置者等の協力を得て小規模貯水槽水道の管理状況の把握に努めるものとする。

(3) 環境整備課は、小規模貯水槽水道の汚染を発見した場合、設置者等から4の(3)による連絡を受けた場合、又は泉南水道センター工務課から5による連絡を受けた場合のうち、必要と判断される場合には、次の措置を講じるものとする。

ア 現地調査等を行い、設置者等が実施する汚染原因の調査及び原因除去に対し指導、助言及び勧告を行うものとする。なお、現地調査等は、必要に応じ、泉南水道センター工務課と連携して行うものとする。

イ アの実施にあたっては、必要に応じて泉南水道センター工務課に連絡等情報提供するものとする。

7 補則

この要領に定めるほか、小規模貯水槽水道衛生管理指導に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。